

令和5年 第4回

苓北町農業委員会総会会議録

令和5年第4回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年4月6日(木)
午前9時40分から午前10時15分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 林田 道久	2番 宮崎 志武
3番 田嶋 郁美	4番 福田 健治
5番 荒木 義孝	6番 瀬形 茂
7番 小野 三幸	

4. 本日の欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5. 議案第26号 農用地利用集積計画の認定について
日程第6. 議案第27号 非農地判断について
日程第7. その他事項

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 松井徹也 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時40分

事務局長 | 只今から令和5年第4回の農業委員会総会を開会致します。
まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長 | 皆さん、おはようございます。
委員の皆様、大変お忙しい中に今日も全員出席でございます。ありがとうございます。

今年は、桜の開花が東京から始まりましたが、桜の開花は南から北へ、紅葉は北から南へと移動するのが常でございますが、東京から咲きましたですね。そして、本当に短い寿命であつという間に葉桜になってしまいます。今日の雨なんかも花にとっては幸いだったのか花散らしの雨だったのかとうなるんでしょうかね。

いよいよ役場も新年度が始まりまして、町長さん、副町長さん、それに議員団の皆様も一掃されスタートを切ったわけでございます。我々の農業委員会も、只今紹介され、大津さんが我々と一緒にということによって新しいメンバーに加わりました。

3月30日の朝刊に載っておりましたけど、2040年には1,100万人の労働人口が不足するだろうと、そして、今からますます東京と地方の格差が広がってしまうだろうというようなことが書かれておりました。

その大きな原因というのが、団塊の世代といいますか、我々から少し下の方たちが高齢になりまして第一線を退いたその後の人数が、極端に少子高齢化ですね労働者が不足することと、会社や、役場も同じかも知りませんが、デジタル化がさほど進んでないのではないかと。こういうことをよく考えていかないと世の中が東京だけ回り出していくと。京都もですね、労働不足でワースト1だったですね。かろうじてワースト10の中には熊本県は入ってなかったんですね。とにかく労働力の格差も徐々に徐々に進行して広がっていくであろうというようなことでもございました。

それぞれの業務をですね、無駄な業務は省いて、やはり改革をしていかないと立ち遅れてしまうだろうということなんですね。

新聞は我々にいろんな知識を与えてくれますですね。私は朝から読むのが楽しみです、どうぞ皆さんもそういう所を読んで、よく5年後、10年後、先をみれというような言葉がありますけど、みきらんですね5年後10年後で。10年後なんてどうなんだろうと。でも、皆さんまだお若いからそういう所を見据えてですねしっかりと足を地に着けて動いていただきたいと思います。

もう一つ、このところ苓北町では最悪の事態を招く交通事故が発生しております。これもですねやはり、高齢者の方に多い訳なんですよね。それで、どうしたら防げるのかなというようなことをよく考えますが、それぞれ運転している者は、ほとんど加害者になってしまいますね。

話はあっち飛びこっち飛びするかもしれませんが、保育園とか小学校など新しい方が入ってまいりますので、地域で見守って、子どもたちも慣れない学校生活などで疲れて帰って来たりしますので、極力我々運転する者は、子どもたちに寄り添った運転をしなくては駄目なんだろうなという気がいたします。事故を起こすぞという気持ちで運転する人はいませんが、やはり一つ一つよく考えて行動して丁寧な生活をしていかなければならないと思っております。

それでは、総会に移りたいと思います。

皆さん、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、2番の宮崎委員さんと6番の瀬形委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、大津氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年4月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田1筆 818㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、上津深江的場にありますが上津深江第1配水池から約500mほどの場の集落に下ったところにある農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。整理番号1の件につきましては、私が現地を確認してまいりましたので報告します。

この方は、先月も農業委員会の議案に出てまいりましたですね。

事務局の皆さんと確認に行ってきたんですけど、綺麗に整地されて、草も払われてですね、いよいよ田植えの準備に入ろうかという段階でございました。

私たち志岐に住んでいる者は、水に対する危機感というのは全く薄いですが、ここの上津深江は、水は川から上げんまんですたいというようなことでもございました。そうした中にでも農地を荒れかしたらいかんという気持ちが強いのか、綺麗に整地されておりましたし、何ら今ご報告ありましたように問題はございませんでした。

以上でございます。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長

続きます。日程第3、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。6ページをお開きください。日程第3、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年4月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

7ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町富岡の畑1筆、面積は、261㎡です。

転用の目的は、車庫・宅地拡張です。

転用しようとする理由の詳細は、「申請地は、住宅の隣にあり以前から倉庫として利用され、今回、申請地を売却するにあたり登記地目が農地のままでは売却ができないため転用する。」ということです。

申請地は、8ページ、9ページに図示しておりますが、場所は苓北町老人福祉センターから富岡城2ノ丸公園駐車場方面へ約300m進んだ付近になります。審議の要点につきましては記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請物件は以前から既に倉庫として利用されているため始末書が添付されています。なお、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。

この案件は、3月31日に事務局と荒木委員で現地確認をしております。平成7年頃に転用手続きをせずに倉庫を建築された物件で、今回、破産手続開始申立事件に関する案件となり、転用後、競売等の手続が行われます。以上でございます。

議 長

はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません) の声あり

ないようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

続きまして、日程第4. 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第4. 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年4月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

11ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の田7筆、面積は4,019㎡です。

転用の目的は、風車部材輸送のためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請会社は、都呂々地区において風力発電事業を計画しており、千保林道を拡幅し輸送等を行う計画であり、千保林道へ侵入するために申請地を利用しないと風車部材を搬入することができなくなるため転用する」とのことです。

申請地は、13ページ、14ページをご覧くださいと思いますが、場所は都呂々の笹尾手前にある千保林道入口前の農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。まず、整理番号1の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員 はい。

議長 福田委員。

福田委員 はい。整理番号1の案件につきましては、私が現地確認を行いました。
4月4日に現地を確認させていただいて、風力発電の工事のために土地が必要になり、林道に入るために、羽が約60mあるみたいで、この田んぼを使わないと林道に入ることができませんので、許可が必要であると思います。

議長 ほかにございませんか。

林田委員 はい。

議長 林田委員。

林田委員 この件は、工事のための利用ということですが、工事が終わったらまた元に戻すということでしょうか。

福田委員 その後も、資材置き場として使われるみたいで、その後も利用されるみたいですよ。

事務局 その後もですね、定期点検での資材置き場であったり、部材交換時の旋回スペースなどで使用されるということです。

林田委員 元には戻さんということですか。

事務局 はい。

議長 もうすでにここは荒廃地みたいに荒れとると。

福田委員 去年までは、田んぼを作っとならして、一部は雑草が生えていますけど他の所は綺麗にされてます。この件がなかったら普通に田んぼを作られたと思います。
本当に、林道に入るときに旋回ができんとですよ。道が狭くなりますので。この土地があってようやく曲がれるような格好です。

見に行ったときに、やっぱり入りづらい土地になってますので、この土地がなかったら作業ができない状態です。

議長 ほかにございませんか。

瀬形委員 はい。

議長 瀬形委員。

瀬形委員 転用申請が出ているので、近々工事が始まると思うんですけど、いつ頃から着工する予定ですか。

事務局 着工予定は6月末位の予定となっております。6月末に着工式が予定されてます。

瀬形委員 いつ頃、完成予定ですか。

事務局 約3年位かかると思われます。

議長 みなさん、ほかにございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長 続きまして、日程第5. 議案第26号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

この件につきましては、荒木委員さんが関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(荒木委員退席)

議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、15ページをお開きください。日程第5、議案第26号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項により認定を求められたので附議する。

令和5年4月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

16ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が6件ございます。

詳細は、利用権設定が合計で田6筆 7,494㎡です。明細は17ページ、18ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

（ありません。の声）

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第26号は原案どおり認定することに致します。

荒木委員、入室ください。

（荒木委員入室）

議 長

続きまして、日程第6. 議案第27号 非農地判断定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。19ページをお開きください。日程第6. 議案第27号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和5年4月6日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

20ページ目をお開き下さい。上津深江の農地3件について個人申請があったため、令和5年3月1日に小野会長と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては25ページに記載しております。

位置図及び字図につきましては21ページから24ページに図示しております。場所は、それぞれ、議案第23号で説明しました上津深江の農地の周辺になります。

議 長

はい、ありがとうございました。整理番号1の件につきましては、私が現地を確認してまいりましたので報告します。

皆さん、荒廃農地に確認に行かれますと、それぞれ再生は、これは無理だろうというような所ばかりですね、ここの所も同じでありました。事務局から説明がありましたようにこういう手段をとられて問題はなかろうという判断をしてまいりました。

以上でございます。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第27号は原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地改良届について
2. 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

次回、令和5年第5回総会は、令和5年5月9日（火）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議 長

ないようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、令和5年第4回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時15分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員